

子どもの保育を受ける権利を実質的に保障する観点から子ども・子育て関連三法が施行される事を求める意見書

2012年8月、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が参議院において可決、成立し、同月22日に公布され、2015年4月1日からの施行が予定されている。

新制度に児童福祉法第24条第1項が復活したことの意義は大きい。しかし、依然として子どもの保育を受ける権利を保障するという観点が不足している部分が残されている。

また、子どもの保護者が子育てと仕事を両立しつつ安心して子育てができるようにし、急激に進む少子化を食い止めるためには、国や自治体を中心とした社会全体が子どもの保育を受ける権利を実質的に保障していくべきであって、その意味において子育てを社会化しなければならない、という視点が重要である。

記

- 1 児童福祉法第24条における保育を受ける子どもの取り扱いに格差を生じさせることなく、市町村の保育実施責任並びに全ての子どもの保育を受ける権利を明記し、市町村の保育実施義務を政省令に反映させること。
- 2 保育の必要性の認定については、これを見直すか、もしくは、その認定においては、子ども自身の保育の必要性を基本にする制度とすること。
- 3 保育時間については、子どもの生活および教育保障の観点から子どもの立場に立って適切な保育時間（短時間でも最低8時間）を保障すべきこと。
- 4 保育に関わる基準は、子どもが保育を受ける全ての施設・事業で重要な点（面積基準、職員配置基準、安全基準等）については同じ基準とし、現状より向上させること。
- 5 幼保連携型認定こども園と保育所、小規模保育所など、施設・事業ごとの公定価格（保育単価）に差異を設けないこと。

- 6 保育の無償化に向けて、0歳から就学前までの保育を必要とする子どもについて保護者の負担軽減、段階的に無償化への措置を講じること。
- 7 職員処遇については、正規・非正規の職員にかかわらず処遇改善のための仕組みを導入すること。
- 8 施設整備費補助については、待機児童解消のために維持・拡大すること。また施設の建て替え、耐震対策に対応するため恒常化し、公立施設にも適用すること。
- 9 保育に支出される公的資金が、確実に子どもの保育の質と量を維持拡大するために使われる仕組みを設けること。
- 10 保育制度改革に当たっては、保護者、保育現場の意見を尊重し拙速な実施は避けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

深谷市議会議長 柴崎重雄

内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	新藤義孝様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	下村博文様
厚生労働大臣	田村憲久様